

令和 7 年度

第1回 学校運営協議会～はりはらの会～



始業式、入学式の様子 4 月

令和 7 年 5 月 2 日（金） 午後 2 時 00 分から

浜松市立曳馬小学校

令和7年度 第1回 曳馬小学校運営協議会 ～はりはらの会～

- 1 日 時 令和7年5月2日（金） 午後2時00分～3時30分
- 2 会 場 曳馬小学校 多目的室
- 3 内 容
 - 1 会長挨拶
 - 2 校長挨拶
 - 3 新規委員任命書交付
 - 4 自己紹介
 - 5 副会長の指名
 - 6 浜松市学校運営協議会規則確認
 - 7 議長の選出
 - 8 前回会議録確認
 - 9 熟議
 - (1)「令和7年度 学校運営の基本方針」について（校長）
 - (2)「いじめ防止のための基本方針」について（校長）
 - (3)「夢育やらまいか事業」について（教頭）
 - 10 報告
 - (4)「学校支援の在り方」について（主幹）
 - (5)昨年度の活動の報告（会長）
 - 11 連絡
 - (1)次回 8月7日(木) 午後2時00分～3時30分
 - (2)次回の熟議内容の確認
 - (3)次回の議長の選出

学校運営協議会出席者名簿

学校運営協議会委員

会 長	飯尾 忠弘
委 員	川井 啓介
委 員	中村 佐知枝
委 員	戸田 京子
委 員	荒巻 太枝子
委 員	鈴木 香代
委 員	山田 佳乃

オブザーバー

曳馬協働センター主任	伊藤 成明
------------	-------

学 校

校 長	藤井 隆志
教 頭	古橋 孝文
主幹教諭（CS担当）	鈴木 正委
CSディレクター	内堀 邦子

今年度の計画（予定）

第1回 学校運営協議会 5月2日（金）午後2時00分～3時30分
熟 議

- （1）令和7年度 学校運営の基本方針」について（校長）
- （2）「いじめ防止等のための基本方針」について（校長）
- （3）「夢育やらまいか事業」について（教頭）

第2回 学校運営協議会 8月7日（木）午後2時00分～3時30分
熟 議

- （1）「学校経営評価」について（校長）
- （2）「教育課程」について（主幹）

第3回 学校運営協議会 10月31日（金）午後2時00分～3時30分
熟 議

- （1）「学校評価」について（校長）
（学校運営協議会自己評価アンケート送付 12月末〆切）

第4回 学校運営協議会 2月6日（金）午後2時00分～3時30分
熟 議

- （1）「学校関係者評価」について（主幹）
- （2）「来年度の学校運営の基本方針」について（校長）
- （3）「学校運営協議会自己評価」について（会長）

※現時点の予定です。今後、変更になる場合があります。

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

はままつ教育が目指すこどもの姿

- 自分らしさを大切にすることも
- 他者と協働し、主体的に行動できるこども
- 自己調整しながら、粘り強く取り組むこども

曳馬中校区が目指す子供の姿

- 夢と希望と勇気をもって生きる子供
〈重点〉
- ・生活習慣 ・節度節制

《学校教育目標》

未来をえがき のびやかに学ぶ曳馬っ子

《えがく未来》

希望あふれる将来の自分
みんなが幸せな社会

《のびやかな学び》

自律的、探究・創造的、実践的
な学び

《育成する態度・行動》

『曳馬っ子 4つのめあて』 ※ キャリア教育として

！ よろこびを つくり出す 【探究・創造】

★ よさを のばす 【自尊・個性伸長】

+ 力を 合わせる 【協働・共生】

→ これからを えがく 【目標・選択】

■ 学習推進

研究主題 『自律的、探究・創造的、
実践的な教育活動の実現』

- ①資質・能力を育成する授業改善
- ②自立し生活を豊かにしていく生活科
探究的に取り組む「よろこびタイム」
- ③子供主体の特別活動

《目指す教職員集団の姿》

- 子供のよさや思いを大切にする
- 学び合い、支え合う
- 社会に目を向け、未来を考える

■ 安心安全

- ①みんなが心地よい学校生活
- ②温かで細やかな個別支援
- ③自他を大事にする健康・安全指導

■ 連携協働

- ①見通し、風通しの良い職員室
- ②子供を支える家庭・地域との連携協働
- ③育ちをつなぐ保幼小中連携

《土台とする学校風土（経営目標）》

子供も教師ものびやかに学ぶ学校	〔学習推進〕
個の尊厳が支えられ、安心して生活できる学校	〔安心安全〕
チームとして目的を共有し、共に考える学校	〔連携協働〕

PTA

学校運営協議会(はりはらの会)

地域の方々・団体

各種分野の専門家

はままつ教育『描く夢や未来の実現』

■主体性 ■多様性・包摂性 ■信頼・協働

コミュニティスクール協力依頼 例

学 年	実施月	教科(領域)	内 容	必要人数
1 年	5～7月	生活科	朝顔や野菜の水掛け、草取り	P T A・学校 企 業
	1月	生活科	昔の遊び（けん玉・お手玉・あやとり・こま・めんこ等）	5～10人
2 年	5～11月	生活科	町たんけん 校区内の施設や店の案内	若干名
	6月	算数科	長さ ものさしの読み方 使い方	若干名
	5～7月	生活科	野菜の水掛け、草取り	P T A・学校 企 業
	5～7月	生活科	野菜の育て方、苗の植え方	若干名
3 年	5～8月	理科	学年園の水掛け、草取り	P T A・学校 企 業
	11月	総合	曳馬地域の昔と今	若干名
	通年	書写	片付けの見届け、筆の使い方指導	若干名
4 年	通年	理科	学年園の水掛け、草取り	P T A・学校 企 業
	4 月	音楽	「さくらさくら」 琴の演奏 他和楽器の基本演奏	若干名
	5 月	総合	防災学習 地域防災の話	若干名
	11・12月	社会	のこしたいもの、つたえたいもの 地域に残る建物 芸能 祭りについて	若干名
	12月	書写	書き初めの指導	若干名
5 年	5～11月	家庭科	調理実習	若干名
	5～11月	家庭科	ミシン、調理実習	若干名
	5～8月	理科	学年園の水掛け、草取り	P T A・学校 企 業
	11月	総合	地域産業の講話	企 業
6 年	5～11月	家庭科	調理実習	若干名
	5～8月	理科	学年園の水掛け、草取り	P T A・学校 企 業
	5～11月	家庭科	ミシン 上糸下糸のかけ方 ミシンの操作、調整	若干名
	12月	総合	生き方講座講師	若干名
	1 月	社会	戦争学習（戦時中の話）	若干名